

## 比較見積書省略および随意契約理由書

大阪がん循環器病予防センターでは、三菱電機ビルテクノサービス製のエレベーターを設置しており、その設備についての保守点検業務も三菱電機ビルソリューションズ社（旧三菱電機ビルテクノサービス）に委託し実施しています。

今回、耐用年数を経過したことや新耐震基準に対応すること等のため、エレベーターを全面的に改修するにあたり、元々34年前に設置した事業所が三菱電機ビルテクノサービス社であり、現エレベーターの形状等は同社しか把握しておらず、改修工事を実施できる事業所は同社のみと判断するものです。

以上により、特定の者でなければ履行できないものとして、財務規則運用第62条関係2項第1号により比較見積書の徴取を省略するものです。

また、三菱電機ビルソリューションズ社から見積書を徴取したところ、予算の範囲内であり価格も適正であると判断されるので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と随意契約を締結するものであります。